

平成29年 2月21日提出

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第74条第4号中「第62条第2項」を「第62条第4項」に改める。

第83条第6項の表中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第91号)の一部を次のように改正する。

第45条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条前段中「第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第53号)の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。